

○雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の豊富な地域資源を活用し、6次産業化・農商工連携に取り組む市内の中小企業者等で構成する企業グループに対し、加工、流通、販売等に係る機械等の整備や、新商品開発、デザイン開発、情報発信PR及び販路開拓に要する経費の一部を補助することにより、市内における農家所得の向上及び力強い地域経済の実現を図ることを目的とし、雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 企業グループ 市内に事業所を有する中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者等（中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関をいう。）で構成するグループをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

- (1) 構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で、1次生産者を含む三者以上で構成する企業グループ
- (2) 市長が特に認める者

(補助事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業実施スケジュール表
- (3) 経費明細書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する補助金の額の変更をするとき。

(2) 補助事業の内容を変更し、又は中止するとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、これを承認したときは、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金実績報告書(様式第5号)のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 事業実施スケジュール実績表

(3) 収支決算書

(4) 事業の経過又は成果を証する書類、写真等

(5) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告に当たっては、補助対象者は、補助事業が完了した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日の翌日から起算して7日を経過した日までに提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 補助金は、前条の規定による交付額の確定後において交付するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付請求書(様式第7号)を

市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第8号)その他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(販売目標達成状況報告)

第13条 補助対象者は、補助事業終了年度の翌年度から起算して3年間、毎年度、当該年度における販売実績を雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金販売目標達成状況報告書(様式第9号)により翌年度の5月末までに報告しなければならない。

(補助等の重複禁止)

第14条 この告示の規定による補助を受けようとする者は、時期を同じくして、他の規定による同種の補助等と重複して受けることはできない。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき既に交付の申請がなされた補助金に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

補助事業	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
うんろく基盤整備	6次産業化・農商工連携推進に取り組むために必要な加工、流通、販売	6次産業化・農商工連携の取組のために必要な機械及び備品の購入費その他市長が	1/2以内(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)

	等に係る機械等の整備	必要と認めるもの	30万円を上限とする。
うんろく連携推進	6次産業化・農商工連携の推進に資すると認められる新商品開発、デザイン開発、情報発信PR及び販路開拓に要する経費	研究開発費、分析・検査費、専門家謝金、視察費、会議費（食糧費を除く。）、委託料、印刷費、広報費、展示会等出展料、旅費、施設設備の使用料及び借上料その他市長が必要と認めるもの	1/2以内（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。） 40万円を上限とする。

※補助対象経費は、交付決定日以降のものが対象となる。

※補助対象経費は、上記に掲げるもので、消費税及び地方消費税を除く。